

## 第2期鎌倉市地域福祉計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第107条に基づき、令和8年度から令和15年度の計8か年（予定）【※11 その他留意事項（11）を参照】を計画期間とする「第2期鎌倉市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定します。なお、令和10年度に中間見直しを行うものとします。本業務は、平成31年度に策定した鎌倉市共生社会の実現を目指す条例に掲げる理念及び現在策定中の「（仮称）第4次鎌倉市総合計画」に掲げる基本方針を実現させていく中で生じる本市の地域福祉推進に関する課題等を整理・分析するとともに、社会動向、関連法令及び本市関連計画との整合性に留意しながら、市民の参画を図りつつ、全庁的な取組を踏まえ、第2期計画を策定するために必要な業務の全般的な支援及び計画書の作成を行うことを目的とするものです。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

第2期鎌倉市地域福祉計画策定支援業務委託

#### (2) 業務の内容

別紙「第2期鎌倉市地域福祉計画策定支援業務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

#### (3) 委託期間

契約締結日（令和7年（2025年）4月予定）から令和8年（2026年）3月31日までとする。

#### (4) 提案上限額

8,956,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本件は、令和7年度予算議決前の契約準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額又は削減があった場合は、本プロポーザルについて実施の効力を失い、契約はいたしません。

### 3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとしません。

- (1) 令和5年（2023年）度、令和6年（2024年）度鎌倉市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成21年（2009年））の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年（2002年）法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年（1999年）法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、

更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。

- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年（2011 年）10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

#### 4 全体スケジュール（予定）

内 容	期 間 等
公募の開始	令和 7 年（2025 年）1 月 28 日（火）から市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
質問の受付 （電子メール）	令和 7 年（2025 年）1 月 28 日（火）から令和 7 年（2025 年）2 月 5 日（水）正午まで ※ メール送信後、鎌倉市役所福祉総務課福祉政策担当に送信確認の電話をしてください。 ※ 質問の回答は、令和 7 年（2025 年）2 月 12 日（水）までに市ホームページ上で公開します。
参加意向の表明 （電子メール）	令和 7 年（2025 年）1 月 28 日（火）から令和 7 年（2025 年）2 月 17 日（月）午後 5 時まで
提案書等の提出	令和 7 年（2025 年）2 月 18 日（火）から令和 7 年（2025 年）2 月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時から午後 1 時を除く）に鎌倉市役所福祉総務課福祉政策担当に持参するか、郵送（令和 7 年（2025 年）2 月 21 日（金）必着）で提出してください。
プレゼンテーション	令和 7 年（2025 年）3 月 3 日（月）14時から17時を予定
結果通知	令和 7 年（2025 年）3 月 12 日（水）の午後 5 時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

#### 5 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式 1）（以下「様式 1」という。）」を提出してください。

##### (1) 受付期間

令和 7 年（2025 年）1 月 28 日（火）から令和 7 年（2025 年）2 月 5 日（水）正午まで

##### (2) 提出方法

ア 「様式 1」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、鎌倉市役所福祉総務課福祉政策担当（メールアドレス：f-kyosei@city.kamakura.kanagawa.jp）へ提出してください。

イ 電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。

ウ メール送信後、鎌倉市役所福祉総務課福祉政策担当に送信確認の電話をしてください。

エ 電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しません。

オ 送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和7年（2025年）2月12日（水）までに市ホームページ上にて公開します。

6 参加意向の表明

このプロポーザルへの参加意向を表明する場合は、「公募型プロポーザル参加意向表明書（様式2）（以下「様式2」という。）」を提出してください。

(1) 提出期間

令和7年（2025年）1月28日（火）から令和7年（2025年）2月17日（木）午後5時まで

(2) 提出書類・方法

ア 「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、鎌倉市役所福祉総務課福祉政策担当（メールアドレス：f-kyosei@city.kamakura.kanagawa.jp）へ提出してください。

イ 電子メールの表題は、「プロポーザル参加意向（事業者名）」としてください。

7 参加申込み及び提案書類の提出

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加届出書兼誓約書（様式3）（以下「様式3」という。）」及び審査に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。

提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

なお、複数の事業者が共同して応募する場合は、代表事業者1者を選定し、代表事業者が様式3の策定及び提出書類の提出を行ってください。

(1) 提出期間

令和7年（2025年）2月18日（火）から令和7年（2025年）2月21日（金）までの午前9時から午後5時まで

※上記期間内の午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時を除く）に持参又は郵送で提出してください。

(2) 提出書類

ア 正本（①～⑦を一式）1部を紙で提出し、副本（②～⑤のデータ一式）1部をCD-Rに保存のうえ、提出すること。

イ 正本（①～⑦すべて）のみ事業者名を入れ、副本（②～⑤）には事業者名や事業者が特定できるマーク、製品名等は記載しないでください。

提出書類は以下のとおりです。

No.	提出書類	注意事項
-----	------	------

①	公募型プロポーザル参加届出書 兼 誓約書	様式3
②	仕様書を踏まえた業務内容提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意書式</li> <li>※A4判（縦297mm×横210mm）両面印刷で20ページ以内としてください（ページ番号を付すること）。</li> <li>・提案内容は、次にかかげる事項を踏まえ、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 <u>仕様書に記載する「6. 業務内容」の具体的手法や工夫についての提案</u></li> <li>※仕様書の記載事項に付加して独自提案がある場合は、その内容を記載すること。</li> <li>・以下の項目について、提案書の末尾に含めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積り金額</li> <li>・見積り金額積算根拠</li> <li>・業務工程表</li> </ul> </li> </ul>
③	業務経歴書	指定様式による（様式4） ※ 同類・類似計画等策定実績を記載してください。
④	実施体制調書	指定様式による（様式5-1）
⑤	配置予定者調書 （管理責任者・担当者）	指定様式による（様式5-2）
⑥	見積書	A4判（縦297mm×横210mm・任意様式） ※ 積算根拠となる費目（人件費、事業費等）、単価等がわかりやすいように作成してください。
⑦	その他	会社概要等のパンフレット 法人登記履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）

## 8 選考基準及び選考方法

### (1) 選考基準

評価項目		配点
1	基礎事項 <業務実績>	5

		過去の同種・類似の業務実績から、適切に業務を遂行する能力が見込まれるか。(調査業務のみはカウントしない。)	
		<p>&lt;業務履行体制&gt;</p> <p>業務に対する組織体制・人員配置は適正であるか。また、業務の担当予定者が、当該業務に関する十分な実務経験を有しているか。</p>	5
2	業務内容	<p>&lt;スケジュールに無理がないか&gt;</p> <p>事業者・行政の双方に実行可能なスケジュールとなっているか。</p>	5
		<p>&lt;業務理解&gt;</p> <p>①法・制度の理解</p> <p>委託業務の趣旨を十分に理解し、現在の国の方針などを、法的根拠等を基に、正確に把握し、本市と連携して委託業務を円滑かつ適切に遂行することが可能か。</p>	5
		<p>②社会動向の理解</p> <p>社会動向や他の自治体の先進的な取り組みを踏まえた提案となっているか。</p>	10
		<p>③市の理解</p> <p>本市の福祉政策の現状・課題及び現行の鎌倉市地域福祉計画における取組・課題を踏まえた現実的かつ将来性のある提案となっているか。</p>	10
		<p>&lt;アンケート調査&gt;</p> <p>回答率を上げる工夫がなされているか。</p>	5
		<p>&lt;調査の分析&gt;</p> <p>統計データ及び新たに行う調査を踏まえ、本市の地域課題を的確に把握・分析する手法が盛り込まれた内容になっているか。また、その技術を有するか。</p>	10
		<p>&lt;提案の適切性&gt;</p> <p>地区別市民懇談会（ワークショップ）の運営補助、調査結果及び地域地区の特性の反映・調整、先進的事例の提供等を適切に実施できる提案がなされているか。</p>	15
		<p>&lt;提案の独自性&gt;</p> <p>本市が仕様書に提示している内容または仕様書の記載事項に付加した独自提案について、有意義な独自の提案がされているか。</p>	15
3	見積価格	<p>&lt;提示見積額（コスト）&gt;</p> <p>提示見積額は適切で妥当性がある金額か。</p>	10
4	プレゼン対応	<p>&lt;プレゼンテーション（質疑応答含む）について&gt;</p> <p>分かりやすく的を射た内容となっているか。</p>	5

		誰にも分かりやすく伝える技術を有しているか。 質問に対し、適切な回答をしているか。	
合計			100

## (2) 選考方法

市で設置する選考審査会において、選考基準により、事業者からの提案を評価・選考します。選考審査会各委員の評価点と見積額の評価点を合計した得点の最も高い事業者を本業務の契約予定事業者として決定します。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行います。評価の結果、最高得点に同数が出た場合は見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに、見積額が同額であった場合は、選考審査会の合議により決定します。また、選考にあたっては最低基準を設けるものとし、審査を行った委員の合計点が60%に達しない場合は、その参加事業者を不合格とします。

※評価点は参加事業者ごとに公開しますが、個別の点数は公開しません。

## (3) プレゼンテーション実施日

令和7年(2025年)3月3日(月)を予定

## (4) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途電子メール等にて連絡します。

## (5) プレゼンテーション出席者

3名以内。管理責任者・担当者となる方は必ず出席してください。

プレゼンテーションは、業務に従事する担当者が行ってください。

## (6) プレゼンテーション時間等

15分のプレゼンテーションの後(15分を過ぎましたら途中であっても終了とします。)、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行います。プレゼンテーション時は、プロジェクター・スクリーン及び接続ケーブル(HDMI)を除く機器について参加事業者において、ご用意してください。プレゼンテーションは、企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めません。

プレゼンテーション時間・方法については、プロポーザル参加事業者数により変更することがあります。

## 9 結果の通知

選考結果については、令和7年(2025年)3月12日(水)の午後5時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

## 10 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 本要領に定める内容に合致しない提案があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

## 11 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書（様式5-1）」に記載する管理責任者及び担当者（以下、「管理責任者等」という。）は、このプロポーザルの実施の公告の日以前に参加事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとし、また、鎌倉市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 鎌倉市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（任意様式）」に記載する内容を基に鎌倉市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、鎌倉市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年（2001年）9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成を必要とします。当該契約書には、業務の全部を一括した再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (9) 参加申し込みの後に辞退する場合は、「辞退届（様式6）」を提出するものとします。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年（1947年）法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年（1995年）規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。
- (11) 計画期間は、鎌倉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が所管する「かまくらささえあい福祉プラン」との整合性を図る関係から、今年度内に市と市社協が協議のうえ、確定するものとします。

## 12 担当課

鎌倉市 健康福祉部 福祉総務課福祉政策担当

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所本庁舎 1階 4番窓口

電話 0467-23-3000 内線 2653

メールアドレス f-kyosei@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページURL

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/fukushi/chiikifukushikeikaku-puopo.html>

※ お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午、午後1時から4時まで受け付けています。